

# 市税概要

令和5年度



松 本 市

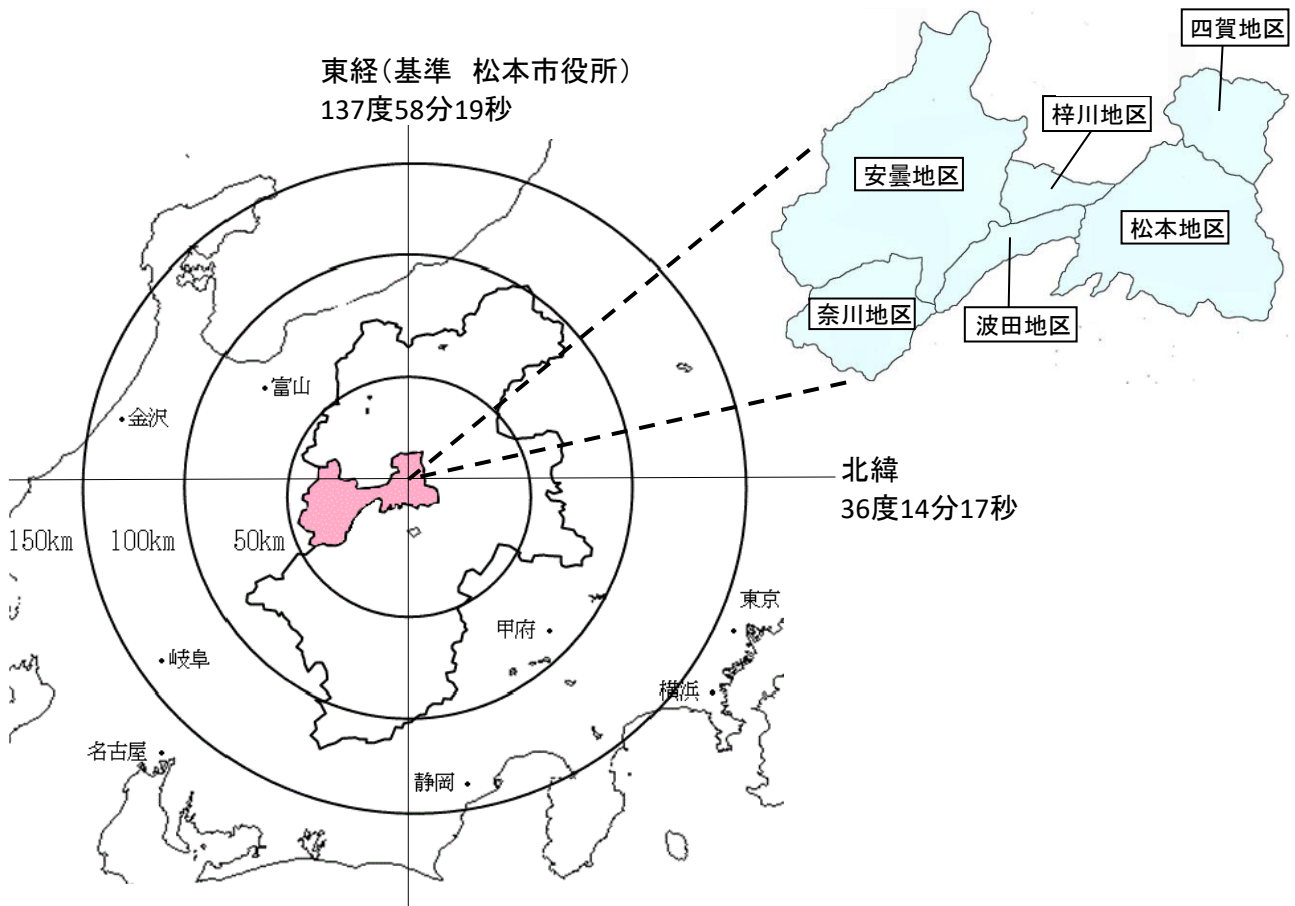
# はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km<sup>2</sup>で県下最大の広さです。四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々(槍ヶ岳、乗鞍岳など)が連なる北アルプスの山岳が広がります。標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

## 松本市の位置

面積	978.47km <sup>2</sup>
人口	238,615人



# 目 次

## I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

## II 市税総括

1	5年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	4年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

## III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	5年度課税状況調（当初）	14
5	5年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

## IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

## V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

## VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

# I 市の概要

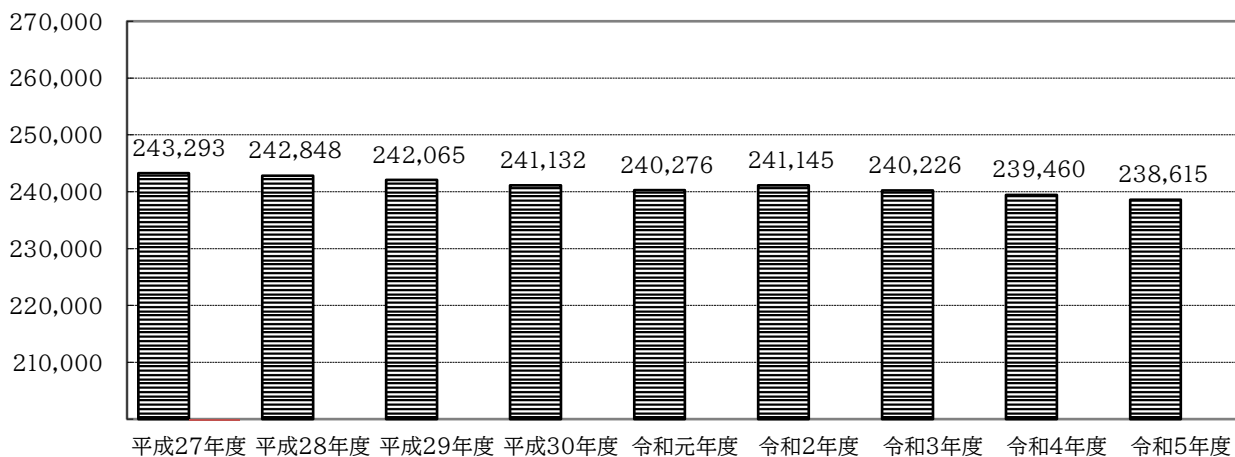
## 1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km<sup>2</sup>

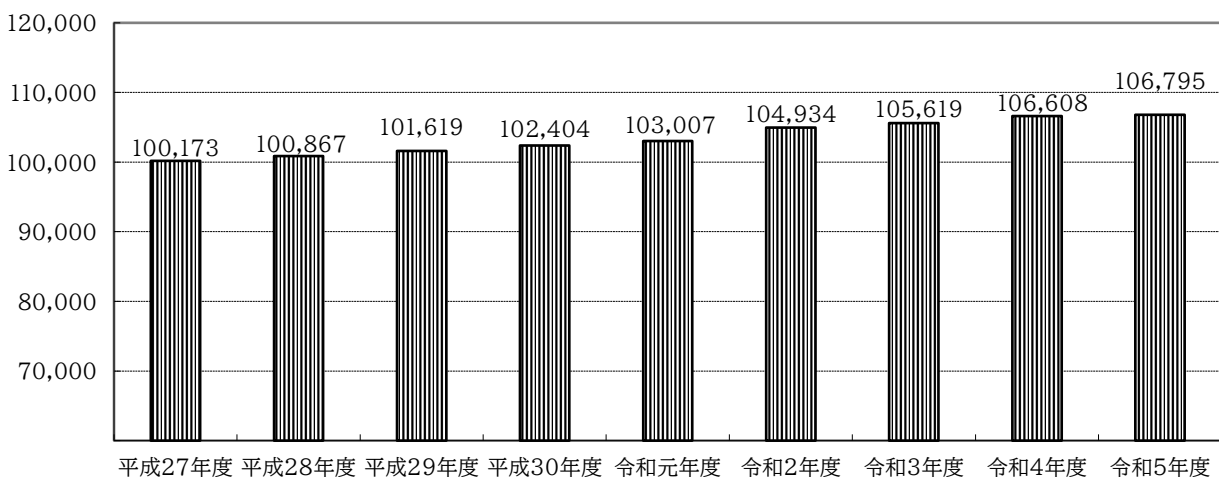
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
		男	女	計		
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,934	118,271	122,874	241,145	2.3	246
令和3年度	105,619	117,874	122,352	240,226	2.3	246
令和4年度	106,608	117,537	121,923	239,460	2.2	245
令和5年度	106,795	117,137	121,478	238,615	2.2	244

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在、令和5年度は4月1日)

### 【人 口】



### 【世 帯】



## 2 市の予算と決算

### (1) 令和5年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
合計	102,100,000	100.00%	合計	102,100,000	100.00%
1 市 税	37,274,700	36.51%	1 議 会 費	459,470	0.45%
2 地 方 譲 与 税	914,200	0.90%	2 総 務 費	11,898,490	11.65%
3 利 子 割 交 付 金	13,000	0.01%	3 民 生 費	37,074,140	36.31%
4 配 当 割 交 付 金	205,000	0.20%	4 衛 生 費	7,652,210	7.49%
5 株式等譲渡所得割交付金	209,000	0.20%	5 労 働 費	147,860	0.14%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	819,000	0.80%	6 農 林 水 産 業 費	2,555,870	2.50%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,161,000	7.01%	7 商 工 費	8,830,490	8.65%
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.03%	8 土 木 費	9,155,940	8.97%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000	0.05%	9 消 防 費	2,630,090	2.58%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,900	0.03%	10 教 育 費	10,483,720	10.27%
11 地 方 特 例 交 付 金	244,300	0.24%	11 災 害 復 旧 費	77,200	0.08%
12 地 方 交 付 税	14,120,000	13.83%	12 公 債 費	9,106,040	8.92%
13 交通安全対策特別交付金	40,000	0.04%	13 諸 支 出 金	1,878,480	1.84%
14 分担金及び負担金	502,800	0.49%	14 予 備 費	150,000	0.15%
15 使用料及び手数料	1,594,050	1.56%			
16 国 庫 支 出 金	13,177,330	12.91%			
17 県 支 出 金	6,446,890	6.31%			
18 財 産 収 入	328,390	0.32%			
19 寄 附 金	452,340	0.44%			
20 繰 入 金	4,767,510	4.67%			
21 繰 越 金	600,000	0.59%			
22 諸 収 入	8,941,590	8.76%			
23 市 債	4,177,000	4.09%			

### (2) 令和4年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
合計	114,855,126	100.00%	合計	111,903,295	99.99%
1 市 税	37,521,099	32.67%	1 議 会 費	423,231	0.38%
2 地 方 譲 与 税	926,934	0.81%	2 総 務 費	14,217,605	12.71%
3 利 子 割 交 付 金	14,042	0.01%	3 民 生 費	38,018,933	33.97%
4 配 当 割 交 付 金	169,545	0.15%	4 衛 生 費	8,845,656	7.90%
5 株式等譲渡所得割交付金	122,371	0.11%	5 労 働 費	137,509	0.12%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	698,114	0.61%	6 農 林 水 産 業 費	3,212,312	2.87%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,512,534	5.67%	7 商 工 費	8,783,779	7.85%
8 ゴルフ場利用税交付金	30,772	0.03%	8 土 木 費	8,830,976	7.89%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	60,217	0.05%	9 消 防 費	2,642,788	2.36%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,353	0.03%	10 教 育 費	14,957,171	13.37%
11 地 方 特 例 交 付 金	255,665	0.22%	11 災 害 復 旧 費	232,003	0.20%
12 地 方 交 付 税	15,465,817	13.47%	12 公 債 費	9,087,857	8.12%
13 交通安全対策特別交付金	40,031	0.03%	13 諸 支 出 金	2,513,475	2.25%
14 分担金及び負担金	542,756	0.47%	14 予 備 費	0	0.00%
15 使用料及び手数料	1,478,878	1.29%			
16 国 庫 支 出 金	19,869,637	17.30%			
17 県 支 出 金	7,211,843	6.28%			
18 財 産 収 入	357,103	0.31%			
19 寄 附 金	443,770	0.39%			
20 繰 入 金	4,483,547	3.90%			
21 繰 越 金	3,185,379	2.77%			
22 諸 収 入	8,184,119	7.13%			
23 市 債	7,245,600	6.31%			

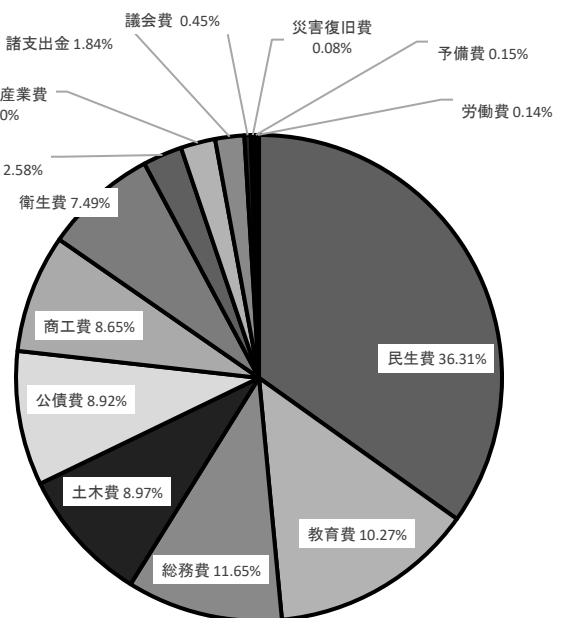
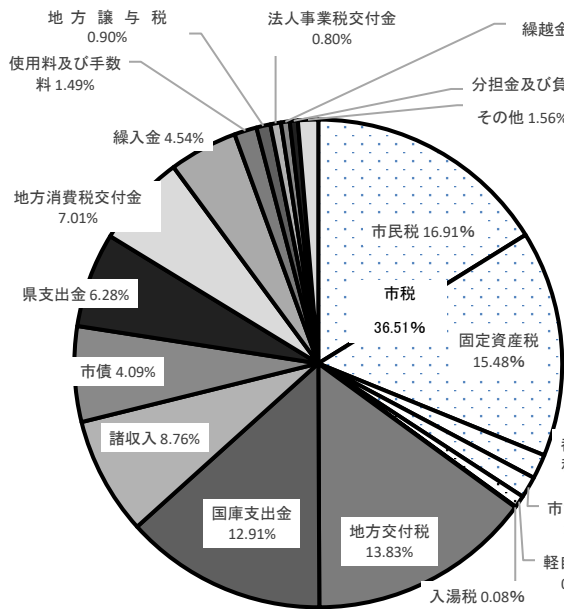
※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

# 令和5年度一般会計当初予算

歳入 102,100,000千円

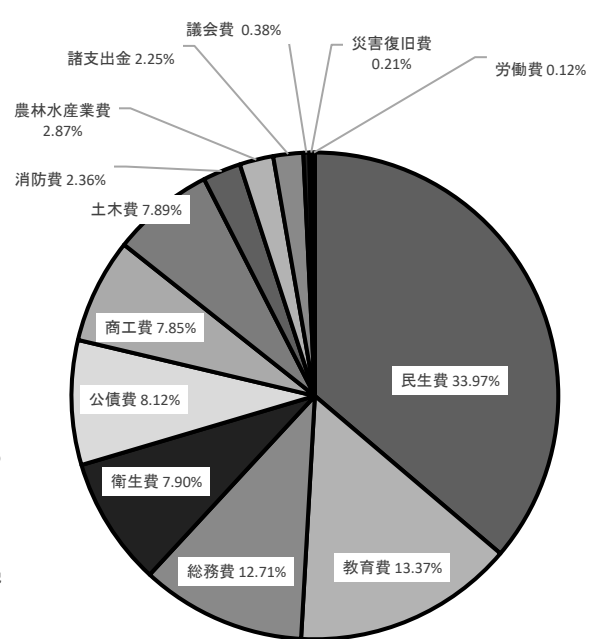
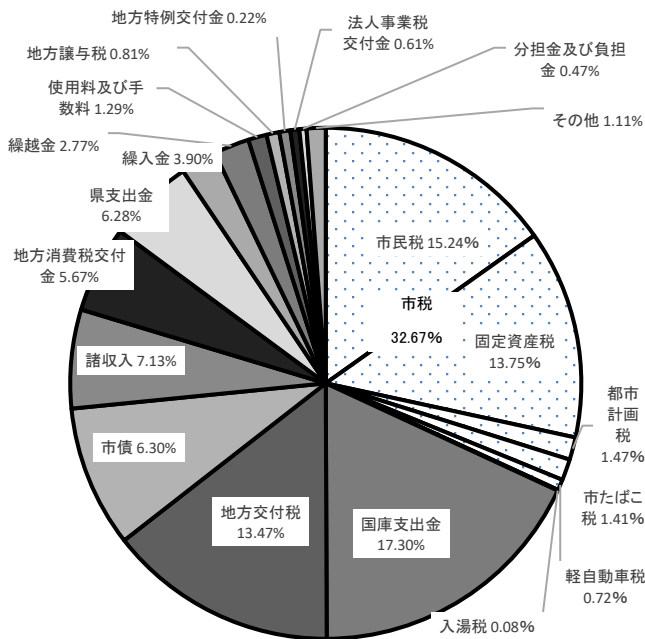
歳出 102,100,000千円



# 令和4年度一般会計決算額

歳入 114,855,126千円

歳出 111,903,295千円



### 3 税務機構と事務分掌

(令和5年4月1日現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌	
財	市民税課		1							1		
		庶務担当		(1) 2				3		2	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(2) 4	3		5	4	4	1	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	3	0	5	7	4	3	29	
政	資産税課		1							1		
		庶務担当		(1) 1	1			1	1	2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1	2		1	2	1	1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(3) 4	2		4	3	1	7	21	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	5	0	5	6	3	10	36	
部	納税課		1							1		
		庶務担当		(1) 1	2			3		2	8	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(5) 5	3	1	4	7	2	4	26	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	6	5	1	4	10	2	6	35	

健康福祉部	保険課		1							1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(5) 6	8		4	2	3	8		31
		計	1	6	8	0	4	2	3	8		32

( )内の数字は課長補佐(再掲)



## Ⅱ 市税総括

### 1 5年度市税の当初予算

区 分		令和5年度 当初予算額(A)	令和4年度 当初予算額(B)	令和4年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 37,274,700	千円 36,234,800	千円 37,323,800	% 2.9	
1	市 民 税	17,262,000	16,706,000	17,432,000	3.3	
(1)	個 人	現年課税分	14,008,000	13,476,000	14,014,000	3.9
		滞納繰越分	61,000	73,000	73,000	△ 16.4
(2)	法 人	現年課税分	3,186,000	3,146,000	3,334,000	1.3
		滞納繰越分	7,000	11,000	11,000	△ 36.4
2	固 定 資 産 税	15,799,700	15,492,800	15,730,800	2.0	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,609,000	15,282,000	15,520,000	2.1
		滞納繰越分	46,000	63,000	63,000	△ 27.0
(2)	交 付 金	144,700	147,800	147,800	△ 2.1	
3	軽 自 動 車 税	846,000	833,000	822,000	1.6	
(1)	種別割	現年課税分	782,000	757,000	757,000	3.3
		滞納繰越分	5,000	6,000	6,000	△ 16.7
(2)	環境性能割	59,000	70,000	59,000	△ 15.7	
4	市 た ば こ 税	1,586,000	1,470,000	1,570,000	7.9	
5	入 湯 税	現年課税分	83,000	57,000	83,000	45.6
		滞納繰越分	0	0	0	—
		滞納繰越分	0	0	0	—
6	都 市 計 画 税	現年課税分	1,698,000	1,676,000	1,686,000	1.3
		滞納繰越分	1,693,000	1,669,000	1,679,000	1.4
		滞納繰越分	5,000	7,000	7,000	△ 28.6
国民健康保険税		4,468,050	4,784,760	4,578,490	△ 6.6	
(1)	医療分	(ア)一般分 現年課税分	2,883,590	3,163,300	2,935,840	△ 8.8
		(ア)一般分 滞納繰越分	125,160	128,510	142,700	△ 2.6
	(イ)退職分	(イ)退職分 現年課税分	10	20	20	△ 50.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	30	100	80	△ 70.0
(2)	支援金分	(ア)一般分 現年課税分	1,056,050	1,074,210	1,074,730	△ 1.7
		(ア)一般分 滞納繰越分	44,030	43,900	49,300	0.3
	(イ)退職分	(イ)退職分 現年課税分	10	10	10	0.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	10	40	30	△ 75.0
(3)	介護分	(ア)一般分 現年課税分	338,700	355,170	352,740	△ 4.6
		(ア)一般分 滞納繰越分	20,440	19,470	23,020	5.0
	(イ)退職分	(イ)退職分 現年課税分	10	10	10	0.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	10	20	10	△ 50.0

## 2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

科 目	令 和 元 年 度					令 和 2 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	38,176,430	1.3	37,323,830	1.7	97.77	37,377,758	△ 2.1	36,579,181	△ 2.0	97.86
現年課税分	37,271,266	1.9	37,027,538	2.0	99.35	36,667,402	△ 1.6	36,314,908	△ 1.9	99.04
滞納繰越分	905,164	△ 20.0	296,292	△ 24.2	32.73	710,357	△ 21.5	264,273	△ 10.8	37.20
1 市 民 税	18,553,523	1.6	18,126,306	2.1	97.70	17,642,436	△ 4.9	17,272,728	△ 4.7	97.90
現年課税分	18,100,721	2.2	17,973,317	2.3	99.30	17,253,484	△ 4.7	17,137,471	△ 4.7	99.33
滞納繰越分	452,802	△ 17.8	152,989	△ 18.2	33.79	388,952	△ 14.1	135,257	△ 11.6	34.77
2 固定資産税	15,649,828	0.8	15,291,217	1.3	97.71	15,774,476	0.8	15,409,603	0.8	97.69
現年課税分	15,268,352	1.6	15,171,065	1.6	99.36	15,507,673	1.6	15,301,112	0.9	98.67
滞納繰越分	381,476	△ 22.9	120,152	△ 31.2	31.50	266,802	△ 30.1	108,491	△ 9.7	40.66
3 軽自動車税	724,104	4.1	696,993	4.8	96.26	775,640	7.1	751,687	7.8	96.91
現年課税分	696,075	4.6	687,709	4.8	98.80	750,506	7.8	743,386	8.1	99.05
滞納繰越分	28,029	△ 5.2	9,284	3.3	33.12	25,134	△ 10.3	8,301	△ 10.6	33.03
4 市たばこ税	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
現年課税分	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00
滞納繰越分	0.0	—	0.0	—	—	0.0	—	0.0	—	—
5 入 湯 税	86,901	△ 7.0	86,375	△ 6.3	99.39	49,446	△ 43.1	49,002	△ 43.3	99.10
現年課税分	85,662	△ 6.4	85,526	△ 5.8	99.84	48,915	△ 42.9	48,577	△ 43.2	99.31
滞納繰越分	1,239	△ 37.8	849	△ 39.9	68.52	531	△ 57.1	425	△ 49.9	79.93
6 都市計画税	1,680,693	1.1	1,641,558	1.5	97.67	1,700,192	1.2	1,660,593	1.2	97.67
現年課税分	1,639,075	1.8	1,628,540	1.9	99.36	1,671,255	2.0	1,648,794	1.2	98.66
滞納繰越分	41,618	△ 22.3	13,018	△ 31.0	31.28	28,937	△ 30.5	11,799	△ 9.4	40.78
国民健康保険税	6,848,618	△ 4.2	5,175,301	△ 3.3	75.57	6,491,645	△ 5.2	5,087,198	△ 1.7	78.37
現年課税分	5,327,346	△ 2.4	4,934,905	△ 2.7	92.63	5,147,434	△ 3.4	4,828,640	△ 2.2	93.81
滞納繰越分	1,521,272	△ 9.8	240,396	△ 12.7	15.80	1,344,210	△ 11.6	258,558	7.6	19.23

令和3年度					令和4年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
36,903,074	△ 1.3	36,299,407	△ 0.8	98.36	38,028,700	3.1	37,521,099	3.4	98.67
36,143,454	△ 1.4	35,945,079	△ 1.0	99.45	37,527,914	3.8	37,338,194	3.9	99.49
759,620	6.9	354,328	34.1	46.65	500,786	△ 34.1	182,905	△ 48.4	36.52
17,622,756	△ 0.1	17,272,176	0.0	98.01	17,789,591	0.9	17,509,995	1.4	98.43
17,258,859	0.0	17,144,336	0.0	99.34	17,515,123	1.5	17,414,973	1.6	99.43
363,897	△ 6.4	127,840	△ 5.5	35.13	274,468	△ 24.6	95,022	△ 25.7	34.62
15,247,780	△ 3.3	15,039,824	△ 2.4	98.64	15,973,843	4.8	15,787,777	5.0	98.82
14,911,074	△ 3.8	14,841,738	△ 3.0	99.54	15,789,111	5.9	15,714,370	5.9	99.52
336,706	26.2	198,086	82.6	58.83	184,732	△ 45.1	73,407	△ 62.9	39.74
796,124	2.6	773,884	3.0	97.21	846,702	6.4	825,515	6.7	97.50
774,172	3.2	767,367	3.2	99.12	825,773	6.7	819,372	6.8	99.22
21,952	△ 12.7	6,517	△ 21.5	29.69	20,929	△ 4.7	6,143	△ 5.7	29.35
1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00
1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58,085	17.5	57,698	17.7	99.33	90,611	56.0	90,269	56.5	99.62
57,639	17.8	57,531	18.4	99.81	90,224	56.5	89,882	56.2	99.62
446	△ 16.0	167	△ 60.7	37.44	387	△ 13.2	387	131.7	100.06
1,655,651	△ 2.6	1,633,147	△ 1.7	98.64	1,713,589	3.5	1,693,179	3.7	98.81
1,619,032	△ 3.1	1,611,429	△ 2.3	99.53	1,693,319	4.6	1,685,233	4.6	99.52
36,619	26.5	21,718	84.1	59.31	20,270	△ 44.6	7,946	△ 63.4	39.20
6,223,286	△ 4.1	4,992,225	△ 1.9	80.22	5,693,293	△ 8.5	4,569,487	△ 8.5	80.26
5,061,582	△ 1.7	4,758,144	△ 1.5	94.01	4,625,163	△ 8.6	4,348,052	△ 8.6	94.01
1,161,704	△ 13.6	234,081	△ 9.5	20.15	1,068,130	△ 8.1	221,435	△ 5.4	20.73

### 3 4年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 37,527,914	千円 500,786	千円 38,028,700	千円 37,338,194
普 通 税	計	35,744,371	480,129	36,224,500	35,563,079
	1 市 民 税	17,515,123	274,468	17,789,591	17,414,973
	(1) 個人均等割	432,357	7,889	440,246	429,335
	(2) 個人所得割	13,688,145	249,910	13,938,055	13,601,229
	(上記のうち退職所得分)	93,374	—	93,374	93,374
	(3) 法人均等割	967,054	4,749	971,803	964,218
	(4) 法人税割	2,427,567	11,920	2,439,487	2,420,191
	2 固 定 資 産 税	15,789,111	184,732	15,973,843	15,714,370
	(1) 純固定資産税	15,642,448	184,732	15,827,180	15,567,707
	ア 土 地	5,482,476	64,746	5,547,222	5,456,481
	イ 家 屋	7,416,876	87,591	7,504,467	7,380,650
	ウ 償 却 資 産	2,743,096	32,395	2,775,491	2,730,576
	(2) 交 付 金	146,663	—	146,663	146,663
	3 軽 自 動 車 税	825,773	20,929	846,702	819,372
	(1) 種 別 割	767,782	20,929	788,711	761,381
	(2) 環 境 性 能 割	57,991	—	57,991	57,991
4 市 た ば こ 税	1,614,364	—	1,614,364	1,614,364	
目 的 税	計	1,783,543	20,657	1,804,200	1,775,115
	1 入 湯 税	90,224	387	90,611	89,882
	2 都 市 計 画 税	1,693,319	20,270	1,713,589	1,685,233
	(1) 土 地	855,804	10,244	866,048	851,717
	(2) 家 屋	837,515	10,026	847,541	833,516
国民健康保険税		4,625,163	1,068,131	5,693,294	4,348,052

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
182,905	37,521,099	99.49	36.52	98.67	97.86
174,572	35,737,651	99.49	36.36	98.66	97.87
95,022	17,509,995	99.43	34.62	98.43	97.90
2,746	432,081	99.30	34.81	98.15	97.71
86,996	13,688,225	99.36	34.81	98.21	97.67
—	93,374	100.00	—	100.00	100.00
1,504	965,722	99.70	31.67	99.39	98.98
3,776	2,423,967	99.70	31.68	99.36	98.97
73,407	15,787,777	99.52	39.74	98.82	97.67
73,407	15,641,114	99.52	39.74	98.82	97.67
25,729	5,482,210	99.52	39.73	98.82	97.67
34,802	7,415,452	99.53	39.74	98.82	97.67
12,876	2,743,452	99.51	39.73	98.82	97.66
—	146,663	100.00	—	100.00	100.00
6,143	825,515	99.22	29.35	97.50	96.91
6,143	767,524	99.17	29.35	97.31	96.75
—	57,991	100.00	0.00	100.00	100.00
—	1,614,364	100.00	—	100.00	100.00
8,333	1,783,448	99.53	40.34	98.85	97.71
387	90,269	99.62	100.06	99.62	99.10
7,946	1,693,179	99.52	39.20	98.81	97.67
4,016	855,733	99.52	39.20	98.81	98.93
3,930	837,446	99.52	39.20	98.81	96.37
221,435	4,569,487	94.01	20.73	80.26	78.37

#### 4 市税負担状況調

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 153,466	% △ 1.5	円 150,891	% △ 1.7	円 157,274	% 4.2
	市 民 税 個 人	59,118	0.8	58,045	△ 1.8	59,177	2.0
	純 固 定 資 産 税	64,316	1.7	61,648	△ 4.1	65,555	6.3
	そ の 他 の 税	30,032	△ 11.3	31,198	3.9	32,542	4.3
一世帯当たり	市 税 総 額	351,712	△ 2.7	340,074	△ 3.3	351,401	3.3
	市 民 税 個 人	135,485	△ 0.5	130,820	△ 3.4	132,221	1.1
	純 固 定 資 産 税	147,399	0.5	138,941	△ 5.7	146,472	5.4
	そ の 他 の 税	68,828	△ 12.4	70,313	2.2	72,708	3.4

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

### Ⅲ 市県民税

#### 1 年度別納税義務者調

##### (1) 市民税(個人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	納税義務者数	121,335	121,711	123,257
	均等割のみ	8,820	8,769	8,642
	均等割・所得割合算	112,515	112,942	114,615
特 別	給 納税義務者数	83,070	83,432	84,422
	与 均等割のみ	2,379	2,171	2,216
	均等割・所得割合算	80,691	81,261	82,206
徴 収	年 納税義務者数	19,429	19,465	19,583
	金 均等割のみ	3,470	3,511	3,473
	均等割・所得割合算	15,959	15,954	16,110
普 通	納税義務者数	18,836	18,814	19,252
	徴 均等割のみ	2,971	3,087	2,953
	収 均等割・所得割合算	15,865	15,727	16,299
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	9,933	10,105	10,346
	年 金	7	7	7

備考 7月1日現在の現年課税分

##### (2) 県民税(個人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
納税義務者数		121,368	121,752	123,306
均等割のみ		8,864	8,827	8,684
均等割・所得割合算		112,504	112,925	114,622

備考 6月末現在の現年課税分

## 2 年度別課税額の調

### (1) 市民税(個人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	課税所得金額	千円 242,678,601	千円 249,264,234	千円 261,579,574
	所得割	13,285,394	13,599,473	14,133,870
	均等割	424,774	426,121	431,563
	計	13,710,168	14,025,594	14,565,433
特別徴収	所得割	10,950,477	11,280,852	11,597,417
	均等割	337,630	338,986	341,523
	計	11,288,107	11,619,838	11,938,940
普通徴収	所得割	2,334,917	2,318,621	2,536,453
	均等割	87,144	87,135	90,040
	計	2,422,061	2,405,756	2,626,493

備考 6月末現在の現年課税分

### (2) 県民税(個人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	課税所得金額	千円 242,678,601	千円 249,264,234	千円 261,579,574
	所得割	8,854,635	9,063,732	9,419,983
	均等割	242,727	243,497	246,607
	計	9,097,362	9,307,229	9,666,590
特別徴収	所得割	7,298,611	7,518,706	7,729,700
	均等割	192,927	193,702	195,151
	計	7,491,538	7,712,408	7,924,851
普通徴収	所得割	1,556,024	1,545,026	1,690,283
	均等割	49,800	49,795	51,456
	計	1,605,824	1,594,821	1,741,739

備考 6月末現在の現年課税分



### 3 所得区分による課税状況

#### (1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	91,000	80.9	91,902	81.4	93,316	81.4
営 業 等 所 得 者	4,423	3.9	3,981	3.5	4,137	3.6
農 業 所 得 者	531	0.5	467	0.4	534	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,354	13.6	15,285	13.5	15,305	13.4
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,207	1.1	1,307	1.2	1,323	1.2
合 計	112,515	100.0	112,942	100.0	114,615	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

#### (2) 年度別所得割額

区 分	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	10,982,689	82.8	11,296,934	83.2	11,734,732	83.1
営 業 等 所 得 者	647,258	4.9	641,047	4.7	668,239	4.7
農 業 所 得 者	66,412	0.5	53,846	0.4	68,842	0.5
そ の 他 の 所 得 者	928,894	7.0	975,914	7.2	961,663	6.8
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	644,088	4.9	613,309	4.5	683,543	4.8
合 計	13,269,341	100.0	13,581,050	100.0	14,117,019	100.0
( 平 均 税 率 )	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

#### 4 5年度課税状況調(当初)

所得者区分	区分	均等割のみを納める者	
		人員	均等割額
給与所得者	人	3,946	千円 13,810
営業等所得者		709	2,482
農業所得者		99	347
その他の所得者		3,888	13,608
家屋敷等のみ			
合計		8,642	30,247
令和4年度		8,769	30,692

備考 7月1日現在の現年課税分

#### 5 5年度課税所得の状況

##### (1) 課税標準段階別所得

分課税標準段階	区	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額		4,232	3,161,608	102,646	3,492	1,971,573	5,342	119,621	5,364,282
10万円超～100万円以下		36,357	52,664,574	22,935	15,001	1,053,913	9,623	133,151	53,899,197
100万円超～200万円以下		32,316	83,842,960	25,404	11,155	687,593	7,207	329,349	84,903,668
200万円超～300万円以下		19,027	73,608,707	26,083	7,940	629,177	735	291,465	74,564,107
300万円超～400万円以下		9,943	51,483,427	3,730	9,356	551,358	0	274,943	52,322,814
400万円超～550万円以下		6,262	40,898,905	12,816	8,361	369,423	0	102,128	41,391,633
550万円超～700万円以下		2,425	19,969,368	10,232	30,083	161,629	31,766	37,755	20,240,833
700万円超～1,000万円以下		1,838	19,001,935	3,285	12,176	394,046	2,342	180,480	19,594,264
1,000万円を超える金額		2,215	45,581,017	143,534	111,909	263,522	17,228	5,431,682	51,548,892
合計		114,615	390,212,501	350,665	209,473	6,082,234	74,243	6,900,574	403,829,690

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
93,815	328,354	11,933,840	97,761	12,276,004
4,171	14,598	694,120	4,880	711,200
539	1,886	69,727	638	71,960
16,090	56,315	1,419,394	19,978	1,489,317
			0	0
114,615	401,153	14,117,081	123,257	14,548,481
112,942	395,297	13,581,158	121,711	14,007,147

## 6 法人市民税の課税状況

### (1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,373	5,464	5,564	5,584
1千万円以下	50人超	52	50	53	56
1千万円超1億円以下	50人以下	1,216	1,227	1,211	1,215
1千万円超1億円以下	50人超	109	106	106	104
1億円超10億円以下	50人以下	443	445	451	451
1億円超10億円以下	50人超	62	60	56	56
10億円超	50人以下	611	584	574	570
10億円超50億円以下	50人超	23	22	22	20
50億円超	50人超	49	50	52	56
合 計		7,938	8,008	8,089	8,112
伸 率		0.3 %	0.9 %	1.0 %	0.3 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分  
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)  
5年度は6月末現在の数値

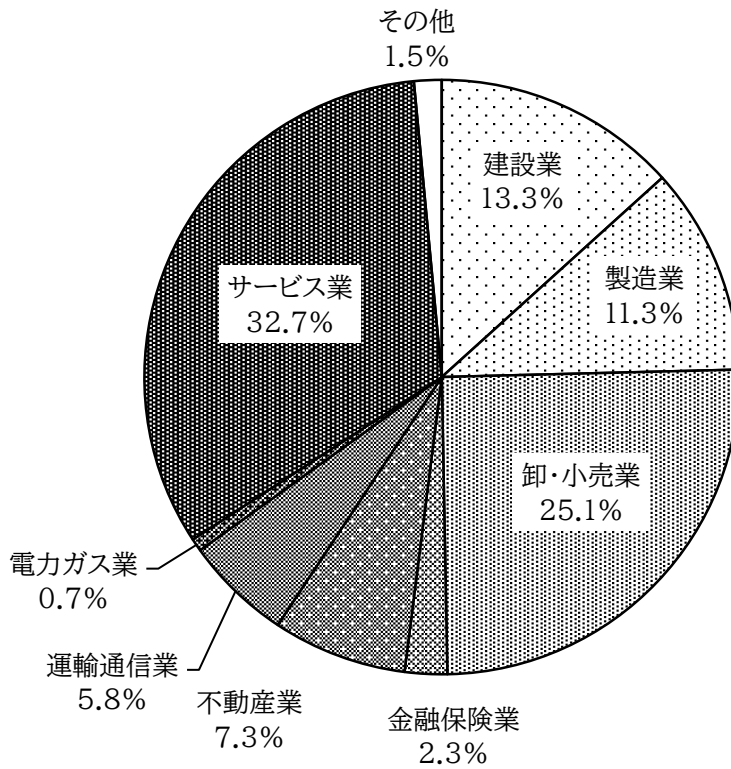
### (2) 年度別調定額

区 分		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	3,015,418	2,092,396	2,342,542	2,369,978
	均等割	961,669	946,518	937,467	946,613
	計	3,977,087	3,038,914	3,280,009	3,316,591
過年度分	税 割	70,641	75,548	54,537	57,589
	均等割	14,584	14,190	20,585	20,441
	計	85,225	89,738	75,122	78,030
合 計	税 割	3,086,059	2,167,944	2,397,079	2,427,567
	均等割	976,253	960,708	958,052	967,054
	計	4,062,312	3,128,652	3,355,131	3,394,621
	伸 率	2.5 %	△ 23.0 %	7.2 %	1.2 %

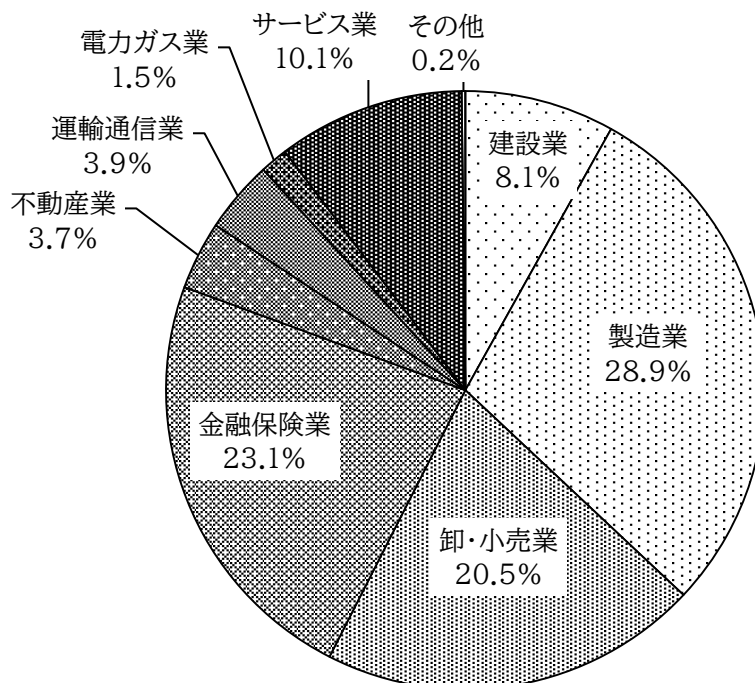
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和4年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

### 法人数 (8,089社)



### 税割額 (2,369,978千円)



## (4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
元	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433
2	△ 29.8	6.9	△ 30.6	△ 63.9	△ 31.4	△ 90.1	△ 11.1
	2,167,944	75,548	2,092,396	2,785	1,468	223	225,353
3	10.6	△ 27.8	12.0	40.2	△ 23.6	593.3	△ 2.6
	2,397,079	54,537	2,342,542	3,904	1,121	1,546	219,504
4	12.0	△ 23.8	13.3	△ 31.0	13.5	△ 47.0	△ 12.3
	2,427,567	57,589	2,369,978	2,692	1,272	820	192,489

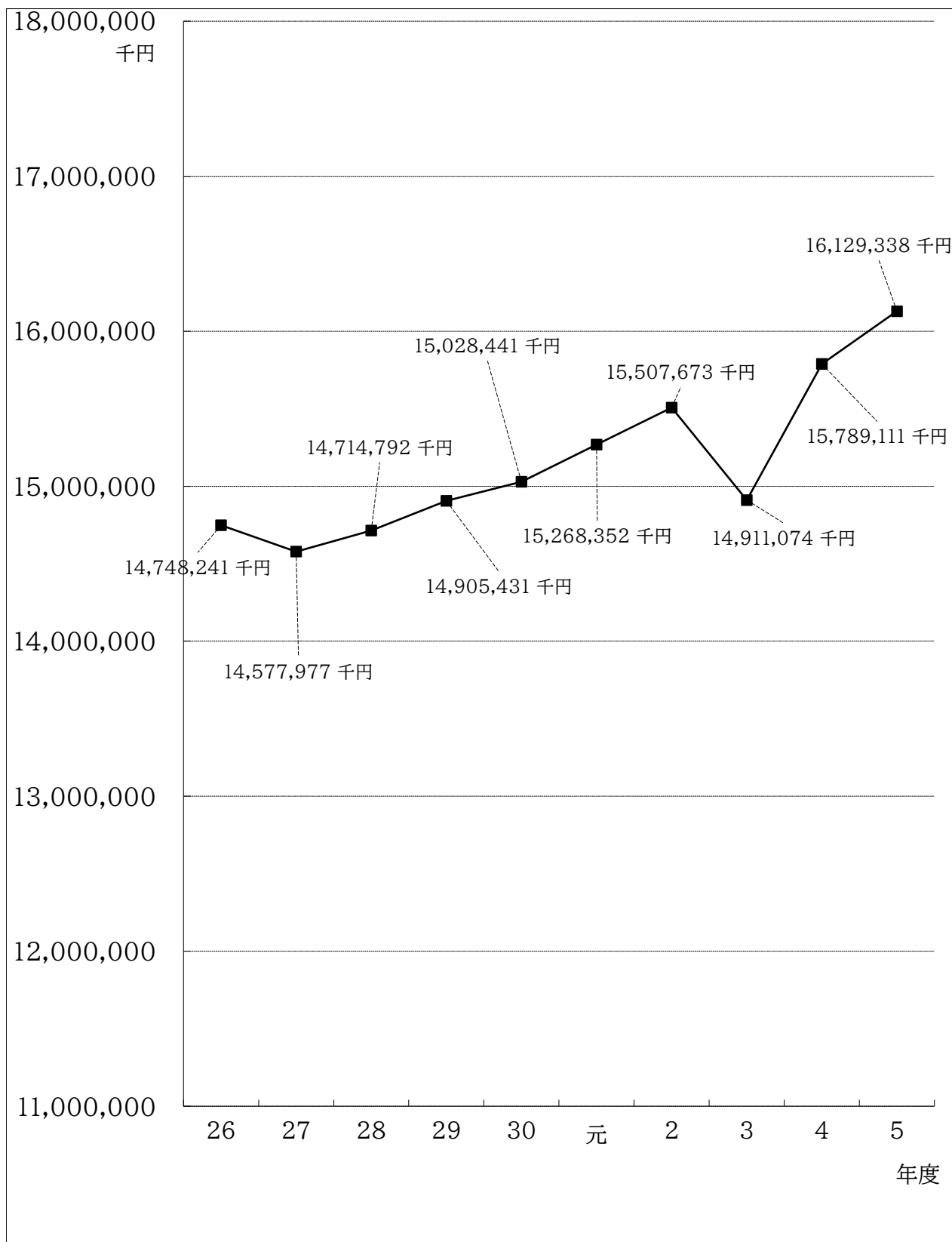
上段 前年対比伸率 %  
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸業 通信業	電力業 ガス業	サービス業
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036
△ 1.0	11.7	13.3	△ 0.7	13.6	△ 72.4	13.1
683,954	485,734	547,327	86,573	92,319	34,671	242,127

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

## IV 固定資産税

### 1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 5年度は7月末調定の数値  
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計



## 2 固定資産税の区分別調定額の調

### (1) 純固定資産税

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課税標準額	土地	397,743,726千円	396,500,778千円	399,039,232千円	399,219,915千円
	家屋	535,008,649	499,982,339	539,833,649	550,243,395
	償却資産	185,139,666	179,025,049	199,654,960	213,909,491
	計	1,117,892,041	1,075,508,166	1,138,527,841	1,163,372,801
税 額		15,366,927	14,766,765	15,642,448	15,984,571
納税義務者		93,833人	93,828人	94,406人	94,196人

(注) 1 5年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値  
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

### (2) 交付金

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
算定標準額	10,053,384千円	10,307,848千円	10,475,976千円	10,340,529千円
税 額	140,746	144,309	146,663	144,767
納税義務者	15人	15人	15人	15人

### (3) 固定資産税合計

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課税標準額	1,127,945,425千円	1,085,816,014千円	1,149,003,817千円	1,173,713,330千円
税 額	15,507,673	14,911,074	15,789,111	16,129,338

### 3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	3	202,442	48,302	27,672	40,303
	4	202,478	48,217	27,473	40,426
	5	202,525	47,995	26,800	40,512
評 価 額 ( )内は 課税標準額 (千円)	3	(396,604,191) 1,059,387,266	(12,935,524) 26,976,507	(8,591,000) 30,148,963	(328,716,420) 934,162,902
	4	(399,094,918) 1,059,206,334	(12,643,890) 25,504,371	(8,657,015) 29,238,998	(331,452,840) 936,526,679
	5	(399,349,553) 1,060,285,952	(12,547,741) 25,818,485	(8,595,702) 28,205,775	(331,610,521) 937,973,687
筆 数 (筆)	3	374,159	40,038	38,487	233,027
	4	375,860	39,879	38,147	234,852
	5	377,349	39,415	37,036	236,412
提示平均価額 (円/㎡)	3		141	50	23,403
	4		141	50	23,403
	5		141	50	23,403
平均価格 ( )内は 最高価格 (円/㎡)	3	4,932	141 (169)	50 (83)	23,046 (205,910)
	4	4,930	141 (169)	50 (83)	23,031 (201,350)
	5	4,936	141 (169)	50 (83)	23,015 (197,090)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)  
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値  
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.585	3,719	68,181	8,844	5,420
0.588	3,720	68,326	8,845	5,470
0.588	3,720	69,094	8,848	5,555
(65,550) 65,599	(107,180) 126,816	(1,538,072) 1,621,557	(356,746) 465,869	(44,293,699) 65,819,053
(66,896) 66,901	(107,183) 126,783	(1,547,575) 1,631,323	(345,698) 409,158	(44,273,821) 65,702,121
(66,901) 66,901	(107,089) 126,654	(1,542,873) 1,614,666	(337,915) 396,620	(44,540,811) 66,083,164
35	341	39,652	10,569	12,010
36	346	39,850	10,624	12,126
36	344	41,184	10,614	12,308
		20		
		20		
		20		
112,135 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	49 (40,708)	12,114 (169,000)
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	43 (40,708)	11,982 (165,000)
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	42 (40,708)	11,866 (162,000)

#### 4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	3	146,928	18,233 千㎡
	4	122,583	18,717
	5	128,076	19,022
木 造	3	105,211	9,910
	4	86,565	10,011
	5	91,778	10,295
非 木 造	3	41,717	8,323
	4	36,018	8,706
	5	36,298	8,727

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。  
2 各年度とも概要調書の数値

#### 5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	3	183,715,856 千円
	4	200,931,137
	5	216,410,824
構 築 物	3	34,372,195
	4	36,577,314
	5	38,803,831
機 械 及 び 装 置	3	67,415,436
	4	68,956,675
	5	82,578,587
船 舶	3	2,524
	4	2,259
	5	2,086
航 空 機	3	373,606
	4	212,497
	5	143,216
車 両 及 び 運 搬 具	3	1,000,740
	4	950,453
	5	1,045,196
工 具 器 具 及 び 備 品	3	24,932,375
	4	26,310,187
	5	26,315,423
法 第 3 8 9 条 関 係 分 ( 配 分 )	3	55,618,980
	4	67,921,752
	5	67,522,485

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。  
2 各年度とも概要調書の数値

評価額	平均価格
510,122,276 千円	27,977 円
541,017,830	28,463
551,467,941	28,990
173,844,375	17,542
180,429,223	18,022
185,744,647	18,043
336,277,901	40,402
360,588,607	41,419
365,723,294	41,904

課税標準額	課税標準額の内訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
179,095,152 千円	2,723,789 千円	121,185,351 千円
198,513,228	753,912	130,196,231
213,460,294	1,015,999	145,208,164
33,448,412	747,663	32,700,749
36,344,495	104,634	36,239,861
38,425,040	137,197	38,287,843
64,550,918	1,640,623	62,910,295
67,163,061	644,415	66,518,646
80,325,171	877,619	79,447,552
2,513	12	2,501
2,259	0	2,259
2,086	0	2,086
373,606	0	373,606
212,497	0	212,497
143,216	0	143,216
994,556	4,597	989,959
950,385	34	950,351
1,045,158	19	1,045,139
24,539,135	330,894	24,208,241
26,277,446	4,829	26,272,617
26,283,492	1,164	26,282,328
55,186,012	—	—
67,563,085	—	—
67,236,131	—	—

## 6 年度別新增分家屋

区 分		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	870	823	728
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	96,479	90,991	82,960
		決定価格(千円)	5,893,439	5,548,720	5,122,766
	その他	棟 数(棟)	91	88	77
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	17,100	11,053	8,716
		決定価格(千円)	948,778	627,425	507,808
木造以外の屋	棟 数(棟)	320	288	348	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	75,249	78,953	73,698	
	決定価格(千円)	7,415,663	8,014,538	7,196,756	
合 計	棟 数(棟)	1,281	1,199	1,153	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	188,828	180,997	165,374	
	決定価格(千円)	14,257,880	14,190,683	12,827,330	

備考 各年度とも概要調書の数値

## 7 年度別減少分家屋

区 分		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	730	711	748
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	52,767	55,081	56,142
		決定価格(千円)	487,244	509,486	540,573
	その他	棟 数(棟)	370	318	660
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	21,205	17,378	25,156
		決定価格(千円)	135,767	87,491	133,637
木造以外の屋	棟 数(棟)	301	309	338	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	39,291	86,064	68,989	
	決定価格(千円)	926,160	1,295,846	1,835,250	
合 計	棟 数(棟)	1,401	1,338	1,746	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	113,263	158,523	150,287	
	決定価格(千円)	1,549,171	1,892,823	2,509,460	

備考 各年度とも概要調書の数値

## V 諸税・その他

### 1 市たばこ税

区 分	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
消 費 本 数	257,351 千本	254,636 千本	246,392 千本
調 定 額	1,435,568 千円	1,522,678 千円	1,614,364 千円

### 2 入湯税

区 分	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
課 税 人 員	384,204 人	459,361 人	687,567 人
調 定 額	48,915 千円	57,639 千円	90,224 千円

### 3 都市計画税

区 分		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
課 税 標 準 税 額	土 地	424,801,880 千円	430,335,630 千円	432,788,109 千円
	家 屋	389,145,749 千円	421,139,647 千円	432,037,784 千円
	計	813,947,629 千円	851,475,277 千円	864,825,893 千円
調 定 額		1,619,033 千円	1,693,319 千円	1,719,743 千円
納 税 義 務 者 数		59,956 人	60,333 人	60,935 人

備考 5年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

### 4 国民健康保険税

区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
調 定 額	4,998,413 千円	4,590,950 千円	4,568,551 千円
	31,184 世帯	30,865 世帯	30,011 世帯
	7割軽減対象世帯数 8,729 世帯	7割軽減対象世帯数 9,014 世帯	7割軽減対象世帯数 8,600 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,647 世帯	5割軽減対象世帯数 4,507 世帯	5割軽減対象世帯数 4,310 世帯
	2割軽減対象世帯数 3,321 世帯	2割軽減対象世帯数 3,274 世帯	2割軽減対象世帯数 3,133 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

## 5 軽自動車税

### (1) 種別割

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 官公署 <sup>(2)</sup>	課税免除 減免等 <sup>(3)</sup>	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額			
		一 般	官公署	計 <sup>(1)</sup>							
総 数	3	102,869台	482台	103,351台	482台	1,681台	101,188台	738,003 千円			
	4	103,816	483	104,299	483	1,738	102,078	767,949			
	5	104,917	482	105,379	482	1,747	103,555	792,262			
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	3	7,897	38	7,935	38	49	7,848	15,696		
		4	7,608	38	7,646	38	46	7,562	15,124		
		5	7,347	38	7,385	38	45	7,302	14,604		
	50cc超 90cc以下	3	773	8	781	8	8	765	1,530		
		4	778	6	784	6	7	771	1,542		
		5	780	5	785	5	7	773	1,546		
	90cc超 125cc以下	3	1,603	20	1,623	20	5	1,598	3,835		
		4	1,710	22	1,732	22	6	1,704	4,090		
		5	1,828	23	1,851	23	8	1,820	4,368		
	ミニカー	3	136	1	137	1	1	135	500		
		4	140	1	141	1	1	139	514		
		5	155	1	156	1	1	154	570		
	軽 自 動 車	二輪車 (125cc超 250cc以下)	3	3,375	8	3,383	8	0	3,375	12,150	
			4	3,464	8	3,472	8	1	3,463	12,467	
			5	3,542	10	3,532	10	1	3,521	12,748	
三輪車		3	0	0	0	0	0	0	0		
		4	0	0	0	0	0	0	0		
		5	0	0	0	0	0	0	0		
三輪車 (新税率)		3	0	0	0	0	0	0	0		
		4	0	0	0	0	0	0	0		
		5	0	0	0	0	0	0	0		
三輪車 (重課税率)		3	4	0	4	0	0	4	18		
		4	3	0	3	0	0	3	14		
		5	3	0	3	0	0	3	14		
三輪車 (75%軽課)		3	0	0	0	0	0	0	0		
		4	0	0	0	0	0	0	0		
		5	0	0	0	0	0	0	0		
三輪車 (50%軽課)		3	0	0	0	0	0	0	0		
		4	0	0	0	0	0	0	0		
		5	0	0	0	0	0	0	0		
三輪車 (25%軽課)		3	0	0	0	0	0	0	0		
		4	0	0	0	0	0	0	0		
		5	0	0	0	0	0	0	0		
四 輪 車		乗 用	営業用	3	3	0	3	0	0	3	17
				4	4	0	4	0	0	4	22
				5	3	0	3	0	0	3	17
		自 家 用	3	25,069	49	25,118	49	592	24,477	176,234	
			4	21,805	40	21,845	40	518	21,287	153,266	
			5	18,529	29	18,558	29	450	18,484	130,169	
	貨 物 用	営業用	3	201	0	201	0	0	201	603	
			4	170	0	170	0	0	170	510	
			5	153	0	153	0	0	153	459	
	自 家 用	3	6,315	99	6,414	99	88	6,227	24,908		
		4	5,340	85	5,425	85	81	5,259	21,036		
		5	4,340	71	4,411	71	62	4,278	17,112		
	乗 用 ( 新 税 率 )	3	6	0	6	0	4	2	14		
		4	3	0	3	0	1	2	14		
		5	5	0	5	0	1	4	28		
自 家 用 ( 新 税 率 )	3	19,068	26	19,094	26	418	18,650	201,420			
	4	23,974	35	24,009	35	528	23,446	253,217			
	5	27,135	40	27,175	40	568	26,567	286,924			
貨 物 用 ( 新 税 率 )	3	264	0	264	0	2	262	996			
	4	286	0	286	0	2	284	1,079			
	5	324	0	324	0	2	322	1,224			
自 家 用 ( 新 税 率 )	3	6,073	81	6,154	81	48	6,025	30,125			
	4	6,992	94	7,086	94	49	6,943	34,715			
	5	7,873	101	7,974	101	61	7,812	39,060			

備考 7月1日現在の現年課税分



区分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一般	官公署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	3	0台	0台	0台	0台	0		
		4	1	0	1	0	1	8		
		5	5	0	5	0	5	41		
	乗用	自家用 (重課税率)	3	13,387	23	13,410	23	331	13,056	168,422
		4	14,406	29	14,435	29	389	14,017	180,819	
		5	15,280	37	15,317	37	426	14,854	191,617	
	貨物用	営業用 (重課税率)	3	141	0	141	0	3	138	621
		4	151	0	151	0	3	148	666	
		5	148	0	148	0	3	145	653	
	貨物用	自家用 (重課税率)	3	9,287	77	9,364	77	94	9,193	55,158
		4	9,413	84	9,497	84	101	9,312	55,872	
		5	9,537	89	9,626	89	105	9,432	56,592	
	乗用	営業用 (75%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (75%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	1	0	1	0	0	1	3	
		5	119	0	119	0	2	117	316	
	貨物用	営業用 (75%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (75%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	3	0	3	0	0	3	4	
	乗用	営業用 (50%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (50%軽課)	3	265	2	267	2	9	256	1,382
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	営業用 (50%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (50%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	営業用 (25%軽課)	3	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (25%軽課)	3	1,508	2	1,510	2	26	1,482	12,004
		4	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0	0	0	0	0	0	0	
貨物用	営業用 (25%軽課)	3	2	0	2	0	0	2	6	
	4	0	0	0	0	0	0	0		
	5	0	0	0	0	0	0	0		
貨物用	自家用 (25%軽課)	3	122	6	128	6	0	122	464	
	4	0	0	0	0	0	0	0		
	5	0	0	0	0	0	0	0		
雪上用	3	2	0	2	0	0	2	7		
	4	2	0	2	0	0	2	7		
	5	2	0	2	0	0	2	7		
農耕用	3	3,403	4	3,407	4	1	3,402	8,165		
	4	3,430	3	3,433	3	1	3,429	8,230		
	5	3,491	3	3,494	3	1	3,490	8,376		
小型特殊 (その他)	3	499	13	512	13	0	499	2,944		
	4	520	13	533	13	1	519	3,062		
	5	535	13	548	13	1	534	3,151		
二輪小型 (250cc超)	3	3,466	25	3,491	25	2	3,464	20,784		
	4	3,615	25	3,640	25	3	3,612	21,672		
	5	3,780	22	3,802	22	3	3,777	22,662		

(2) 環境性能割

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
環境性能割	39,189 千円	36,119 千円	57,991 千円

6 利子割交付金

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
長野県全体	235,846 千円	190,687 千円	106,163 千円
松本市	31,277 千円	25,258 千円	14,042 千円

7 配当割交付金

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
長野県全体	1,039,535 千円	1,476,792 千円	1,282,199 千円
松本市	137,844 千円	195,573 千円	169,545 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
長野県全体	1,200,627 千円	1,586,070 千円	925,884 千円
松本市	159,105 千円	210,012 千円	122,371 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付金	26,470 千円	29,711 千円	30,772 千円

10 口座振替納付の状況調(令和4年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	26,828 件	26.2 %
	税額	1,691,874 千円	38.3 %
固定資産税 都市計画税	件数	171,352 件	45.7 %
	税額	9,073,865 千円	49.4 %
軽自動車税 (全期)	件数	19,418 件	18.9 %
	税額	125,811 千円	16.3 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	8,308 件	6,324 件	6,075 件	6,121 件
	573,179 千円	370,881 千円	368,259 千円	379,555 千円
固定資産税 都市計画税	49,778 件	41,002 件	40,288 件	40,284 件
	3,225,801 千円	1,942,029 千円	1,919,133 千円	1,986,902 千円
軽自動車税 (全期)	19,418 件			
	125,811 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	94,561 件	46.3 %
	税額	2,083,149 千円	51.7 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	11,169 件	11,045	10,975	10,333	10,313	10,263	10,213	10,181	10,069
	244,453 千円	239,609	237,989	227,734	227,563	227,157	226,549	226,018	226,077

## 11 市税の徴収に要する経費

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
税 収 入 額	1 市 税	36,579,181 千円	36,299,407 千円	37,521,099 千円	
	2 個 人 県 民 税	9,393,451	9,243,843	9,369,689	
	3 計	45,972,632	45,543,250	46,890,788	
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	305,635	296,486	309,251	
	5 諸 手 当	191,457	190,195	220,856	
	(1) 超過勤務手当	23,023	26,489	198,717	
	(2) 税務特別手当	0	11	22,139	
	(3) その他の手当	168,434	163,695	0	
	6 そ の 他	138,232	143,308	176,578	
	7 小 計	635,324	629,989	706,685	
	需 用 費	8 旅 費	249	1,139	1,087
		9 賃 金	6,219	-	-
		10 そ の 他	227,646	231,504	322,151
		11 小 計	234,114	232,643	323,238
	報 奨 金 及びこれに 類する経費	12 前納報奨金・その他	19	20	20
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
		15 小 計	19	20	20
	そ の 他	16 そ の 他	200,832	157,848	153,686
	17 合 計	1,070,289	1,020,500	1,183,629	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納税義務者数等による金額	369,054	368,198	370,553	
	19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	20 合 計	369,054	368,198	370,553	
21 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-20)		701,235	652,302	813,076	
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.3 円	2.2 円	2.5 円	
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)		1.9 円	1.8 円	2.2 円	

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

## 12 証明・閲覧に関する調

### (1) 令和5年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

### (2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に関	資産に関	登 記 用	合 計
	課税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	する証明 (土地・家屋等)	する証明 (加算分)	通 知	
2	30,457 (5,167)	321	10,057	8,778	8,476 (463)	11,054 (742)	10,522	79,665
3	31,012 (6,321)	276	10,133	9,521	8,013 (355)	9,655 (622)	11,580	80,190
4	31,164 (6,363)	309	10,807	7,911	8,780 (341)	10,314 (704)	11,086	80,371

備考 「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の( )は無料件数を内数で表示

### (3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	土地図面の閲覧及び複写交付		692	800

税目	年度		令和3年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低	650,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算			(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円	
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
障害・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円)ひとり親300,000円			
扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属かつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)		
配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円 430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)			
個人所得割	均等割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
法人均等割	税割	資本金等の額	従業員数	
	均等割	(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
		(9) 50億円超	50人以下	410,000円
(10) 50億円超		50人超	3,000,000円	
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円32万円(扶養のあるときのみ)] －[総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)			

税目	年度		令和3年度								
	区分										
固定資産税	税率	1.4 %									
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円					
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率		
			70%超		評価額の70%まで引下げ					90%以上	1.025
			60%以上～70%以下		前年度課税標準額据え置き						
		60%未満		前年度の課税標準額+ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		80%～90%	1.05				
		70%～80%				70%未満	1.075				
		70%未満					1.10				
	住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法							
		100%以上		本則課税となり引下げ							
20%以上100%未満		①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額+<A>×5% ①②のいずれか低い額									
20%未満		上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%									
<p style="text-align: center;">&lt; A &gt; … 今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6  2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3  3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3  4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額+評価額(×住宅用地の特例率)×5%  土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率  5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額  6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝<math>\frac{\text{令和2年度課税標準額}}{\text{令和3年度評価額} \times \text{特例}}</math></p>											
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)							
		(単位:円)									
		原付	50cc以下	2,000	三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥
	50cc超90cc以下	2,000	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100		
	90cc超125cc以下	2,400	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200		
	ミニカー	3,700	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800		
	小型 農耕作業用	2,400	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900		
	特殊 その他	5,900	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、H31.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。								
	二輪の軽自動車・雪上車	3,600									
	二輪の小型自動車	6,000									
	環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%									
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 4～9月 1,000本		6,122円			10～3月 1,000本		6,552円		
	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円						
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円						
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円						

税目	年度		令和4年度	
	区分			
収入より	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
控除	給与所得控除	最低	550,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
市	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	
			(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
	特定・老人扶養 同居老親等扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円			
基礎	430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)			
民	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除		
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
税	税率	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
		法人均等割	資本金等の額	従業員数
	(1) 1千万円以下		50人以下 50,000円	
	(2) 1千万円以下		50人超 120,000円	
	(3) 1千万円超1億円以下		50人以下 130,000円	
	(4) 1千万円超1億円以下		50人超 150,000円	
	(5) 1億円超10億円以下		50人以下 160,000円	
	(6) 1億円超10億円以下		50人超 400,000円	
	(7) 10億円超50億円以下		50人以下 410,000円	
	(8) 10億円超50億円以下	50人超 1,750,000円		
(9) 50億円超	50人以下 410,000円			
(10) 50億円超	50人超 3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金-2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[(35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)) - {総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除)}]×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)			



税目	年度		令和4年度					
	区分							
固定資産税	税率	1.4 %						
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円						
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率
		70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025
	業地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80%～90%	1.05	
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70%～80%	1.075	
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法			70%未満	1.10	
		100%以上	本則課税となり引下げ					
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額					
	住宅地	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%					
		$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{令和3年度課税標準額}}{\text{令和4年度評価額} \times \text{特例}}$						
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)				
		原付	50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700	三輪のもの	① 3,100 ② 3,900 ③ 4,600 ④ 1,000	⑤ 特例対象外 ⑥ 特例対象外		
	小型特殊	農耕作業用 2,400 その他 5,900	四輪 乗用	自家用 7,200 営業用 5,500	4,600 2,700 8,200 1,800	3,500 5,200		
環境性能割		燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%						
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 $\frac{6,522\text{円}}{1,000\text{本}}$						
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額			
	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円			
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	200,000円			
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円			

税目	年度		令和5年度		
	区分				
市	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
		給与所得控除	最低	550,000円	
	最高		1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)		
	雑	損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額			
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	支払った各保険料 (1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	支払った各保険料 (1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
民	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円	両方ある場合 最高25,000円		
		障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
		特定・老人扶養 同居老親等扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
	配偶者特別	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
	基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円			
	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人		・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算	
		調整控除		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}			
	税率	法人均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4%		※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から
均等割			資本金等の額	従業員数	
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下	410,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)		ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額		
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額		(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5}				
	県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[ {35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)} －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)} ] × (市県民税所得割－税額控除) / (市県民税所得割－税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)				

税目	年度		令和5年度								
	区分										
固定資産税	税率	1.4%									
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円									
	その他	業地	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率			
			70%超	評価額の70%まで引下げ			90%以上	1.025			
	業地	業地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		農地	80%～90%	1.05			
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70%～80%	1.075			
	その他	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ		農地	70%未満	1.10			
			20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
	その他	住宅地	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%							
			< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度評価額} \times \text{特例}}$								
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)							
		原付	50cc以下	2,000	三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥
			50cc超90cc以下	2,000	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外	
小型特殊	90cc超125cc以下	2,400	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200		
	ミニカー	3,700	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外			
二輪の軽自動車・雪上車	3,600	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外				
二輪の小型自動車	6,000	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減 ⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減 ※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。									
環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%										
市たばこ税	税率	$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$									
	その他	紙巻たばこ等 返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
都市計画税	税率	0.2%									
	その他	固定資産税の免税点適用のもの 市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円						
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	220,000円						
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円						

## 市 税 概 要

令和5年10月

編 集 松 本 市 財 政 部  
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所  
松本市丸の内3番7号  
TEL 34-3000